

5<平常時確認>警戒レベル

水害に関して、橋本市が出す避難情報と、国や和歌山県が出す防災気象情報が、5段階※1に整理されました。

▶ 現行

〈避難情報等〉			〈防災気象情報等〉	
警戒レベル	避難情報等	避難行動等	【警戒レベル相当情報(例)】	
警戒レベル5	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 〔橋本市が発令〕	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等	
警戒レベル4 全員避難	避難指示(緊急) 避難勧告 ※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令 〔橋本市が発令〕	速やかに避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等	
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難準備・高齢者等避難開始 〔橋本市が発令〕	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者 は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等	
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報等 〔気象庁が発表〕	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。	
警戒レベル1	早期注意情報 〔気象庁が発表〕	災害への心構えを高めましょう。		

(国土交通省、気象庁、和歌山県が発表)

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

▶ 新基準(予定)

新基準については災害対策基本法改正後、令和3年の大雨シーズンから運用開始見込みです。住民の皆様には国による改正後の基準が示された際に改めて周知いたします。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	参考(現行)
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~~				
<b>4</b>	災害のおそれ高い	危険な場所から <b>全員避難</b>	<b>避難指示</b> (注)	<b>避難指示(緊急)</b> <b>避難勧告</b>
<b>3</b>	災害のおそれあり	危険な場所から <b>高齢者等は避難</b> ※2	<b>高齢者避難</b>	<b>避難準備・高齢者等避難開始</b>
<b>2</b>	気象状況悪化	自ら避難行動を確認	<b>大雨・洪水・高潮注意報</b> (気象庁)	<b>大雨・洪水・高潮注意報</b> (気象庁)
<b>1</b>	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	<b>早期注意情報</b> (気象庁)	<b>早期注意情報</b> (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではありません

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです

(注)避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令します